

水洗化をお願いします

既に下水道が整備されている地域で下水道に未接続の人は、接続をお願いします。また、単独処理浄化槽を使用している人は、下水道、農業集落排水または、合併処理浄化槽（し尿に加え、風呂、台所などの生活排水を処理する設備）への切り替えをお願いします。

下水道や浄化槽に接続する宅内工事は、市指定の排水設備指定工事に申し込みください。指定工事は市に提出する書類の作成、届け出などを代行します。宅内の工費は個人負担となります。なお、接続にあたっては、各種補助制度があります。

詳しくは、市ウェブサイトを確認していただくか、問い合わせください。

問 上下水道部施設課
☎(42)1133

市設置型浄化槽事業

生活環境の向上や河川などの水質改善のため、浄化槽の設置をすすめています。

●事業の概要 市が浄化槽を設置し、維持管理（保守点検、清掃、法定検査および

修繕を行います。

●対象区域 下水道事業全体計画および農業集落排水事業計画以外の区域

●使用者の負担

●受益者分担金

□10人槽まで 18万円

□11人槽以上 市長が別に定める額

●使用料（1カ月あたり）

□基本使用料 1,980円

※10立方メートルまで

□超過使用料 1立方メートルにつき209円から

●その他

□ブローの電気料金や、浄化槽以外の排水管の工事などは、使用者の負担になります。

●申請期限

□5〜7人槽 12月1日(金)

□10人槽 11月17日(金)

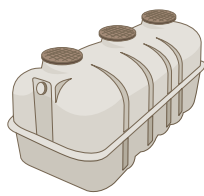
□11〜50人槽 8月31日(木)

□51〜100人槽 6月30日(金)

※詳しくは、市ウェブサイトを確認していただくか、問い合わせください。

問 上下水道部施設課

☎(42)1133



6月30日まで春の農作業安全確認運動期間

農作業を安全に行い、事故を防止するため、次のことに注意し、心にゆとりを持った作業で農作業事故を無くしましょう。

●農作業安全の実践・確認項目

□休憩の取れる無理のない作業

□農作業や機械作業に適した服装

□点検・整備は、必ずエンジン停止

□油断せず後方確認、足元注意

□慎重な歩場への出入り、慎重なあぜ越え

□農道の走行時は、路肩の状況を確認

□道路走行に備え、反射板を装着

●道路に泥を落とさないように注意しましょう

トラクターや田植機などを使用した後に、田や畑から公道へ出る際には、必ず泥を落とすように注意をお願いします。

車道や歩道に落ちた泥の塊は、自動車だけではなく、歩行者やバイク、自転車、車いすなどの通行の妨げになります。

●宮城県ウェブサイト

URL <https://www.prei.miyagi.jp/soshiki/keiyo>



●検査日程

□築館・志波姫地区 5月23日(火)、24日(水)

□若柳地区 5月22日(月)

□栗駒・鷺沢地区 5月9日(火)、10日(水)

□高清水・瀬峰地区 5月8日(月)

□一迫・花山地区 5月15日(月)

□金成地区 5月16日(火)

※時間や場所など詳しくは、市ウェブサイトを確認していただくか、問い合わせください。

問 商工観光部産業戦略課

☎(22)1220

宮城県計量検定所

☎022(24)1641

問 狂犬病予防集合注射

犬を飼う場合は、狂犬病予

防法で、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

各地区で集合注射を実施します。

※通知書裏面の問診票を確認し、署名の上、持参してください。

※釣り銭の無いように準備してください。

●注意事項 予防注射後に、アレルギー反応などの副反応が起ることがあります。

予防注射後に異常が見られた場合は、予防注射の担当獣医が診察しますので、速やかに環境課または、各総合支所へ連絡してください。

●注射を受けられなかった場合 個別注射となりますので、動物病院で注射を受けてください。

なお、次の動物病院では、犬の登録手続き、狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けることができます。

□R動物病院(築館薬師)

☎(22)1199

□いとう動物病院(築館伊豆)

☎(23)7042

□くりこま動物クリニック(築館宮野中央)

☎(22)7911

□さたけ家畜医院(栗駒中野)

☎(45)5513

□せみね動物病院(瀬峰藤田)

☎(59)2530

□大江動物病院(金成小迫)

☎(42)1173

問 市民生活部環境課

☎(22)3350

大変危険です。

環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないように注意しましょう。やむを得ず道路を汚してしまった場合には、速やかに泥の除去と清掃をしてください。

問 農林振興部農林畜産課

☎(22)1136



狩猟免許取得および銃砲所持許可取得助成

有害鳥獣捕獲の担い手確保により農作物等被害の防止を図るため、狩猟免許および銃砲所持許可の取得に要した経費を助成します。

●対象者 次の全てに該当する人

□市内に住所を有し、狩猟免許や銃砲所持許可を新規に取得した人

□過去に狩猟免許などの取り消しを受けたことがない人

□農作物被害防除のため、有害鳥獣捕獲活動などに従事する意思がある人

●助成金額 次の対象経費の

クマやイノシシなどの大型有害獣による農作物の被害軽減対策として、新たに防護設備を購入し、設置した場合に補助金を交付します。

●対象者 市内で農林産物を生産する個人

●助成金額 購入経費の2分の1以内

※上限額5万円

●申込期間 4月14日(金)〜12月28日(木)

全額

□狩猟免許の申請手数料

□県または、猟友会が主催する講習会の参加手数料

□銃砲所持許可の取得手数料

※千円未満切り捨て

●申込期間 4月3日(月)〜令和6年2月29日(木)

●申し込み 狩猟免許や銃砲所持許可を取得した後に、農林畜産課または、各総合支所市民サービス課に備え付けの申請書に、狩猟免許や銃砲所持許可証の写し、領収書の写しなどを添付の上、申請してください。

問 農林振興部農林畜産課

☎(22)1136

各総合支所市民サービス課

問 農作物有害獣防護備購入補助金

クマやイノシシなどの大型有害獣による農作物の被害軽減対策として、新たに防護設備を購入し、設置した場合に補助金を交付します。

●対象者 市内で農林産物を生産する個人

●助成金額 購入経費の2分の1以内

※上限額5万円

●申込期間 4月14日(金)〜12月28日(木)